

令和4年3月開催

船橋一丁目 新たな防火規制区域指定案説明会

ご質問・ご意見

説明会でいただいたご質問、ご意見をご紹介します。

【開催概要】

対象者 船橋一丁目地区とその周辺にお住まいの方、地区外にお住まいの権利者の方等

開催日時 令和4年3月25日（金） 午後 6時30分～8時
令和4年3月26日（土） 午前 10時 ～11時30分

会場 船橋まちづくりセンター

参加人数

開催日	参加者数
令和4年3月25日（金）	4名
令和4年3月26日（土）	4名

		質問	回答
建物について	防火性能等	建築物の防火性能に関して詳しく知りたい。どのような火災を想定しているのか、準耐火建築物に変更することにより建物の耐火性はどのように変化するのか教えてほしい。	建物内部及び、周囲で火災が発生した場合を想定しています。 防火構造の木造建築物と準耐火建築物を例として比較すると、防火構造の木造建築物は周囲からの火災に対して外壁・軒裏が30分間耐え、延焼を防ぐことをねらいとしています。準耐火建築物は建築材料の厚さを増すことなどで、柱や梁等の主要構造部が、火災発生後30分から45分間火災に耐え、建物外部に火をださないようにしたもの等で、避難する時間を確保すること等をねらいとしています。

<p>新たな防火規制区域について</p>	<p>区域指定範囲について</p>	<p>船橋一丁目地区北側に位置する船橋三丁目は、街並みが一丁目と似ているように思う。新たな防火規制区域指定を隣接する他地域まで広げることにはしないのか。</p>	<p>新たな防火規制区域の指定には様々な指定基準があります。船橋一丁目地区は、東京都の地震に関する地域危険度測定調査（第8回）（平成30年2月公表）において火災危険度がランク4に該当したことにより新たな防火規制区域指定の検討を始め、今回区域指定を行います。隣接する地区については地区の現況をふまえ、地元住民の方のご意見を伺いながら今後検討してまいります。</p>
<p>土地について</p>	<p>土地評価</p>	<p>新たな防火規制区域指定後、土地評価や資産価値はどのようにになるのか。</p>	<p>土地の評価は地域の建物によって判断されるものではなく、宅地の奥行、形状等により算出されています。資産価値に直ちに影響を及ぼすものではないと考えています。</p>
<p>その他</p>	<p>助成制度</p>	<p>建築物の耐火に関する助成制度はあるのか。</p>	<p>木造住宅密集地域等の建替えが進んでいない地域では、耐火に関する助成制度がある場合がありますが、本地区は一定程度建替えが進んでいるため、建築物の耐火に関する助成はありません。区では、建築物の耐震化等に関する助成制度がありますので、必要に応じてご活用ください。</p>
	<p>広報</p>	<p>東京都の地域危険度測定調査で、船橋一丁目火災危険度ランク4に位置づけられたということであるが、住民は危機感を持っていないと思う。もっと周知を行うべきである。</p>	<p>区としましては、地区内全戸へのポスティング、区ホームページ、広報紙、広報板への掲載、町会回覧等で周知を行っています。今後も周知に努めてまいります。</p>

	<p>他分野との連携</p>	<p>建物の環境性能や耐火・耐震性、街づくりや街の防災性、みどりの増進等について、総合的に考えて規制導入を進めていく必要があると考えている。</p>	<p>地域の防災や街づくりに関し、区全体で連携して防災に関する取り組みや広報を引き続き行っていきます。環境に配慮した建築物の改修、建物の耐震化、及び生垣やシンボルツリーの植栽に関して助成制度がありますので、必要に応じてご活用ください。</p> <p><お問合せ先> 建築物の耐震化に関する助成制度について：防災街づくり課 電話 6432-7177 環境に配慮した改修等について：環境・エネルギー施策推進課 電話 6432-7133 生垣等の緑化に関する助成制度について：みどり政策課 電話 6432-7905</p>
	<p>空き家</p>	<p>住民の高齢化によって空き家が増え、管理が難しくなると考えている。区では管理を補助するような仕組みや働きかけをしているのか。</p>	<p>官民連携により、空き家をお持ちの方や、その関係者の方が無料で相談できる窓口「せたがや空き家活用ナビ」を設置しております。「せたがや空き家活用ナビ」では、専門のアドバイザーが中立の立場で、管理や売買、相続に関すること等、多岐にわたる相談に対応しております。また、空き家を地域貢献に役立てたいという意向をお持ちの方に向けた相談窓口を、一般財団法人世田谷トラストまちづくりに設置しています。</p> <p>世田谷トラストまちづくりのホームページでは、これまでのマッチングで開設した活動拠点等を紹介しています。</p> <p><お問合せ先> 空き家対策の相談先について： 建築安全課 電話 6432-7183</p>

			空き家の地域貢献活用等について：一般財団法人世田谷トラストまちづくり 電話 6379-1621
--	--	--	---